

令和 6 年度 第 8 回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和6年11月12日(火) 午後2時00分から3時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (29人)

1番 勝 又 忠 好 君	2番 杉 山 道 洋 君
3番 加 藤 由 富 君	4番 立 道 和 策 君
5番 岩 瀬 茂 君	6番 勝 又 政 昭 君
7番 長 田 守 正 君	
9番 伊 倉 ふさ子 君	10番 勝 亦 里 沙 君
11番 小宮山 光 文 君	12番 小宮山 勉 君
13番 鎌 野 博 之 君	14番 山 崎 嘉 幸 君
15番 芹 沢 重 徳 君	16番 勝 又 高 君
17番 田 代 速 夫 君	18番 内 田 元 和 君
19番 鈴 木 政 信 君	20番 土 屋 直 人 君
21番 小 林 武 治 君	22番 大 庭 省 一 君
23番 勝 亦 康 雄 君	24番 勝 又 保 明 君
25番 渡 辺 義 文 君	26番 勝 又 光 明 君
	28番 石 田 澄 夫 君
29番 滝 口 恵 治 君	30番 杉 山 裕 君
31番 林 良 三 君	

欠席委員 (2人)

8番 坂 本 登志雄 君	27番 杉 山 光 利 君
--------------	---------------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について
議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 6 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第29号 農用地利用集積計画の決定について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 石田 真由美 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

会議の概要

事務局長	ただ今から令和6年度第8回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
会長	--会長挨拶--
事務局長	ありがとうございました。 本日の出席の報告ですが、8番坂本登志雄委員、27番杉山光利委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。 会長よろしくお願いいたします。
会長	これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。
会長	日程3 議事録署名人の指名ですが、4番立道和策委員、6番勝又政昭委員よろしくお願いいたします。
会長	日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
会長	日程5 農地法に関する議案に入ります。 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 議案第26号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年11月12日提出。今月の3条許可申請件数は6件です。 番号1（議案書の内容読み上げ）田 146 m² 譲受人は新規就農のため譲渡人より買い受けるものです。 整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 番号2（議案書の内容読み上げ）田、畑 1,480 m² 譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。 整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 番号3（議案書の内容読み上げ）畑 161 m² 譲受人は新規就農のため譲渡人より贈与を受けるものです。 整理番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号4（議案書の内容読み上げ）田 1,933 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より贈与を受けるものです。

整理番号4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号5（議案書の内容読み上げ）田 1,839 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号5について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号6（議案書の内容読み上げ）田 1,943 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

整理番号6について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1及び2について担当委員より調査結果の報告を求めます。

16番委員

整理番号1について報告いたします。

調査日は令和6年11月2日です。調査場所は、譲渡人とは電話で調査しました。譲受人とは現地にて調査をしました。

申請については、本人が申請したもので内容に間違いはないということです。

権利の設定ですが、譲渡人は営農活動の縮小を考えており、譲受人に売り渡し、農地面積を縮小したいということです。譲受人は自宅に隣接する申請地を取得し、家庭菜園をしたいということです。

効率的利用については、取得する農地は自宅に隣接しています。また、新規に耕運機を1台所有しています。農業経験はありませんが、勉強するそうです。

耕作管理計画は、家庭菜園として耕作するというものです。

転貸しについて、転貸しはありません。

地域との調和については、地域農業集落の取り決めに従い、支障の無いように耕作を行うということです。

16番委員

整理番号2について報告いたします。

調査日は令和6年11月2日です。譲受人が不在のため、ご長男に話を伺いました。調査場所は、譲渡人は電話にて調査しました。譲受人は自宅にて調査を行いました。

申請行為は、本人が申請したもので内容に間違いはないということです。

権利の設定については、譲渡人は農業活動の縮小を考えており、譲受人に売り渡し農地面積を縮小したいということです。譲受人の方は、申請地を取得し営農活動の拡大を図りたいということです。

効率的利用については、自宅から申請地までの距離は100m程度であり、問題ありま

せん。農機具はトラクター、耕運機、田植機、コンバインをそれぞれ所有しています。農作業歴は 50 年あるとのこと。ご高齢ですが、ご本人が作業出来なくなった場合は、ご長男が引き続き耕作管理するそうです。

耕作管理計画ですが、新たに取得する農地は田や畑として活用されており、今後も水稲及び野菜を作付けする予定です。

転貸しはありません。

地域との調和については、草刈り等は定期的に行い、周辺農地に悪影響がないようにするという事です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

会長

整理番号 3 について担当委員より調査結果の報告を求めます。

29 番委員

調査日は令和 6 年 11 月 3 日です。調査場所は、譲受人は現地で、譲渡人は自宅で調査いたしました。

申請については、申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

権利の設定、移転等の内容につきましては、譲受人は経営規模拡大のため、高齢により農業規模を縮小したいと考えていた譲渡人から農地を譲り受けるものです。

なお、譲渡人は譲受人のいとこということで、譲受人と譲渡人の親はきょうだいということ。

効率的利用については、取得する農地は譲受人の自宅に隣接しております。農業従事者は本人と長男、次男の 3 名で、それぞれ 200 日程度の農作業経験があるということ。農機具につきましては、草刈り機 1 台を所有し、耕運機をリースにて使用しているということ。新たに取得する農地は畑として利用するそうです。以上のことから効率的に耕作されると思われます。

耕作管理計画は、申請地が休耕地であるため、作土を運び入れ、重機で整地した後、なす、きゅうり、しょうが、さつまいも等を作付けするとのこと。

転貸しはありません。

地域との調和ですが、地域農業集落の取り決めに従い、支障のないように営農を行うとのこと。

以上が調査報告でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

会長

整理番号 4 について担当委員より調査結果の報告を求めます。

26 番委員

調査日は令和 6 年 11 月 3 日です。調査場所についてですが、譲受人は自宅において、譲渡人については電話で確認をいたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容についてですが、譲渡人は高齢になり農業経営が困難になり、夫の実家が農業経営の拡大を希望していたので、贈与を行うものです。

効率的利用についてですが、取得する土地は譲受人の自宅より 500m ほどの近場であり、農業従事者は本人と妻の 2 名で約 40 年の経験があります。農機具については、田植機、トラクター、コンバイン等を所有しています。現在所有している農地は水田耕作が

主であり、新たに取得する農地についても、水田として利用するものです。以上のことから新たに取得する農地も効率的に耕作管理されると思われます。

耕作管理計画ですが、新たに取得する農地は、現在ほ場整備が行われており、今後も水稲を作付けする予定とのことです。

転貸しですが、転貸しはありません。

地域との調和ですが、地域農業集落の取り決めに従い、支障のないように耕作を行うとのことです。

以上でございます。

会長

整理番号 5 及び 6 について担当委員より調査結果の報告を求めます。

20 番委員

整理番号 5 について報告いたします。

調査日は令和 6 年 1 月 6 日です。譲渡人と譲受人のご主人とお話ししました。場所は現地で行いました。

申請内容については、本人が申請したもので間違いありませんということです。

譲渡人は農業をやる方がいなくなってしまう、譲渡するということになりまして、譲受人の方は、農業規模拡大のためということで話がまとまり申請に及んだものです。

効率的利用については、取得する農地は自宅から約 500m ほどであり、譲受人は代々農家ですので機械も全部所有しています。

耕作管理計画については、取得する農地は適正に管理されており、引き続き水田として活用するとのことで特に問題はないと考えます。

転貸しはありません。

地域との調和については、これまでと同じように耕作を続けるので、大きな問題点はないということです。

この件については、以上です。

20 番委員

整理番号 6 について報告いたします。

調査日は令和 6 年 1 月 5 日です。当該農地は破産整理物件です。譲渡人は、破産管財人の弁護士の方と電話連絡しました。譲受人は現地で確認いたしました。

権利の設定・移転等の内容については、譲受人は経営規模拡大のため本申請地を取得するものであり適正と考えます。

申請内容については、本人が申請したもので間違いありません。

効率的利用については、取得する農地は自宅から 1.2km ほどで、譲受人は代々農家であり農機具も全部揃っております。これまでどおり水田として利用をするそうです。

転貸しはありません。

地域との調和については、これまでと同じということで、大きな問題点はないと思います。

調査の内容は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長	無いようなので、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
会長	全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
会長	議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。 事務局から説明を求めます。
事務局	議案書3ページをお願いします。 議案第27号 次のとおり農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年11月12日提出。今月の4条許可申請は1件です。 番号1（議案書の内容読み上げ）畑 383㎡ 転用内容は、駐車場敷地です。 農地の区分は、第2種農地に区分されます。 以上で事務局からの説明を終わります。
会長	整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。
5番委員	調査日は令和6年11月4日です。調査場所につきましては、申請人の自宅になります。 申請については、本人が申請したもので内容に間違いはありません。 転用理由につきましては、現在隣接地で営業しているお店の駐車場が不足しているため、現在使用している土地と地続きである本申請地をお客様ならびにマイクロバスの置場として、申請するとのことであります。 資金については、自己資金で対応するとのことでした。 他の権利者の同意については、他の権利設定はありません。 転用時期につきましては、許可後すぐに着工したいとのことでした。 他法令については、都市計画法に基づき事前相談済みとのことであります。 転用面積については、事業規模からみて適正であると考えます。 周辺への影響については、万が一影響が出た場合、責任を持って対処するとのことでした。 以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
会長	事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。 (質問、意見等 なし)

会長	無いようなので、採決に入ります。 本案について賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
会長	全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
会長	続きまして、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。 事務局から説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお願いします。 議案第28号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年11月12日提出。今月の5条許可申請は2件です。 番号1（議案書の内容読み上げ）畑 820 m² 転用内容は、賃貸借による資材置場です。 農地の区分は、第3種農地に区分されます。 番号2（議案書の内容読み上げ）畑 1,995 m² 転用内容は、賃貸借による太陽光発電設備です。 農地の区分は、第2種農地に区分されます。 以上で事務局からの説明を終わります。
会長	整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。
13番委員	調査日は令和6年11月3日です。譲渡人と譲受人は親子でありまして、両者の自宅と現地で実施しました。 申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。 転用理由ですが、譲受人は会社を経営しておりまして、事業の拡張をはかるために資材置場、特にストーブの薪を置くために用地を探したところ、共有地である本申請地を使用したらどうかとの話があり、話し合いの結果、農地を資材置場用地に転用するものです。これらの理由のため、必要性がありやむを得ないと判断いたしました。 資金でございますが、整備費及び借料等は自己資金にて対応するとのことです。 他の権利者の同意ですが、他の権利設定はありません。 転用時期ですが、許可後すぐに着工したいとのことです。 他法令につきましては、該当ありません。 転用面積は、事業の目的から考えて適正と判断いたしました。 周辺への影響ですが、申請地の周辺に河川、民家、農地等がございますが管理して被害が出ないように注意するとのことです。万が一被害が発生した場合は、責任を持って対応するとのことでした。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

28番委員

調査日は令和6年11月4日です。調査場所については、現地で譲渡人と対応しております。譲受人は遠方のため代理人の方と電話で対応しております。

申請につきましては、申請人双方とも申請行為は本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

転用理由につきましては、申請人は現在自宅周辺の農地の管理は出来ておりますが、高齢であり今後介護が必要であり、ほとんど農業はできない状況にあるため、規模の縮小を検討されています。このような理由のためやむを得ないと判断いたします。

資金につきましては、設備費用及び工事費が3,495万円であり、自己資金にて対応するとのこと。

他の権利者の同意につきましては、他の権利の設定はございません。

転用時期につきましては、許可後すぐに着工したいとのこと。

他法令に関しましては、抵触しておりません。

転用面積については、今回太陽光発電設備の所用面積が1,995㎡で、当該農地転用面積についても同様であり、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響ですが、周辺は公衆用道路と農地に囲まれておりますが、隣接農地につきましては、申請者の農地であり支障がないと考えます。万が一支障が発生した場合は、会社側で責任を持って解決するとのこと。

以上報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

7番委員

事業費の金額については、申請者から話があったのですか。それとも聞いたのですか。

28番委員

申請書に添付されています。

7番委員

こういった金額は全て申請書に添付されているものですか。

事務局

通常は事業にかかる経費を申請書に記入いただき、残高証明等の書面を添付してもらいます。

7番委員

ありがとうございます。

会長

ほかに何かありますか。

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に日程 6 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。
議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の 5 ページをお願いします。
議案第 29 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和 6 年 11 月 12 日提出。
議案書 6 ページの議案第 29 号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。
本議案は、公告予定日が 11 月 13 日の利用集積計画となります。
本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が 35 件で、合計面積は 32,146 m²、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。
今回集積する農地は全て同一業者による同一の事業のため、一括で説明させていただきます。

番号 1 ～ 35 (議案書の内容読み上げ) 63 筆 32,146 m²

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 金額がないようですが使用貸借ですか。

事務局 全体の農地を使用貸借して、県の事業で基盤整備を行う予定です。

会長 ほかに何かありますか。

7 番委員 個人的なことになりますが、私の牧場に水源があります。この地図の真ん中で四角く囲ってあるところが地下水を汲み上げている井戸です。以前、農政課にお尋ねしましたが、深井戸の 300m 以内には口径の大きい井戸は掘れないとのことで、一度調べてもらったら、特例があるようなことを伺いました。井戸の位置までは予定は立っていませんか。

会長 真ん中のところですか。

7 番委員 そうです。ここが井戸になっています。うちが使っている井戸で、地図で調べたら 300m は離れていません。

事務局	昨年、市の環境課と協議をしているので大丈夫かと思いますが、念のため再度確認させていただきたいと思います。
7 番委員	細い口径は問題ないですが、水耕栽培は相当水を使うと思います。市の水道が来っていないから口径が大きいのを掘らないと。300m以上離れていれば問題はないと思います。
事務局	今後基盤整備と一体で井戸を掘ったりするような話になるかと思うので、今一度確認させていただきたいと思います。
7 番委員	こういう場合は、開発許可が先なのか、農業委員会の転用が先なのか。
事務局	実際工事を着手することになれば、何らかの農地法の手続きがあると思います。その前に県営の基盤整備事業が入りますので、特殊な形態をとっています。
7 番委員	水がなくなったら困る。
事務局	今回は基盤整備をして、その後にまた設備を設置していく予定となっています。設備の方は、おそらく農地転用が必要となる場合があるかもしれないので、そちらはそちらで、農業委員会にかけさせていただきます。
7 番委員	土地改良区が絡んでいますよね。
事務局	絡んでいます。
会長	基盤整備事業はどのくらいかかりますか。
事務局	来年度1年間で行う計画です。
会長	ありがとうございます。 ほかに何かご質問ありますか。
事務局	面積が大きいですが、そういう形で進めるようなのでよろしくお願いします。
会長	意見も無いようなので、採決に入りたいと思います。 本案について賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
会長	全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
会長	これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 視察研修、座談会について
2. 農業委員会の委員の改選について
3. 先進地活動事例（鹿児島県指宿市農業委員会の地域計画策定の取組み）の紹介及び協議
4. 農業会議情報について
5. 次回総会 12月12（木）午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

連絡事項は以上になります。

事務局長

全体について、質問等ございますでしょうか。

以上で令和6年度第8回御殿場市農業委員会総会定例会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

4 番

議事録署名人

6 番
